

1 目的

介護予防ケアマネジメント業務を実施している地域包括支援センターの状況等を調査します。

本市では、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。しかしながら、本市における昨年度の実施状況は下記のとおりであり、旧来相当から基準緩和型サービス等への移行が十分に進んでいない状況です。

本アンケートは、旧来相当のサービスから緩和型サービスや住民主体のサービスへの移行状況、また、移行があまり進まない原因を探るために実施します。

【総合事業の実施状況（平成29年度実績）】

訪問型サービスにおいては、介護予防訪問サービス（旧来相当）が75%、生活支援訪問サービス（基準緩和型）が25%です。

通所型サービスにおいては、介護予防通所サービス（旧来相当）が94%、生活支援通所サービス（基準緩和型）が6%です。

また、数字では把握できていませんが、住民主体の生活支援やサロンのサービス利用がいくらかあると推測されます。

2 対象事業所

- ・市内の地域包括支援センター8か所
- ・地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメント業務を受託した居宅介護支援事業所

※なお、本アンケートと並行し、サービス提供事業者へも別途アンケートを実施し、プランナーとサービス事業者双方の分析を実施します。

3 回答期限

平成30年8月13日（月）まで

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するアンケート

問 1 回答者の所属先を選択してください。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 居宅介護支援事業所（受託先）

問 2 要支援者、総合事業対象者のケアプラン担当件数（7月31日現在、居宅介護支援事業所の場合は、安城市内の地域包括支援センターからの受託分）をご記入ください。

_____件

問 3 問 2 の内訳として、下記件数をご記入ください。

- ①身体介護の必要があると思われる方のケアプラン数 _____件
- ②身体介護の必要がないと思われる方のケアプラン数 _____件

※身体介護の必要性については、老計10号の判断基準による。

※①+②=問2の担当ケアプラン数と一致させてください。

問 4 問 3 の身体介護の必要がないと思われる方のサービス利用先及び件数をご記入ください。

- (1) 介護予防訪問サービス（旧来相当サービス） _____件
- (2) 生活支援訪問サービス（訪問型サービスA） _____件
- (3) 介護予防通所サービス（旧来相当サービス） _____件
- (4) 生活支援通所サービス・機能訓練型（通所型サービスA） _____件
- (5) 生活支援通所サービス・ミニデイ型（通所型サービスA） _____件
- (6) 短期集中型介護予防サービス（訪問（通所）型サービスC） _____件
- (7) 住民団体等が主体の生活支援訪問サービス _____件
- (8) サロン等地域におけるサービス _____件
- (9) その他（ _____ ） _____件

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するアンケート

問5 問3の身体介護の必要がない方に対して、生活支援訪問（通所）サービスをケアプランに位置付けない理由（複数回答可）を選択してください。

- (1) 利用者または家族が、今まで利用しているサービスの継続を希望するため。
- (2) 利用者又は家族が希望するエリアに生活支援訪問（通所）サービスがないため。
- (3) 今までのプランを変更することが面倒なため。
- (4) 生活支援訪問（通所）サービスの提供内容が、介護予防訪問（通所）サービスと変わりがないと思うため。
- (5) サービス事業所から生活支援訪問（通所）サービスの提案を断られるため。
- (6) 身体介護の必要がない方のケアプランには、概ね生活支援訪問（通所）サービスを位置づけている。
- (7) 住民団体等による生活支援サービスを利用しているため
- (8) サロン等の地域における通いの場を利用しているため
- (9) その他（ ）

問6 総合事業に関するプラン作成担当者の悩みや問題点をお聞かせください。
(複数回答可)

- (1) 総合事業が理解できない（しにくい）。説明できない（しにくい）。
- (2) 利用者又はその家族に総合事業を理解してもらうのが難しい。
- (3) 要支援者や総合事業対象者に対する自立支援に向けたケアマネジメントがわからない（わかりにくい）。
- (4) プランに対する報酬が安い。
- (5) ケアプランを組んでも利用者への効果がわかりづらい。
- (6) 地域住民によるサロンなどの社会資源がわからない（知らない）
- (7) その他（ ）

【裏面へ続きます】

問7 本市の定める介護予防マネジメントに関する以下の方針はご存知ですか。
(以下は地域包括支援センター運営事業業務委託契約書より抜粋)

介護予防ケアマネジメント業務

ア 基本的な事項

介護予防ケアマネジメント業務は、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指すものとする。

このため、介護認定申請や基本チェックリストの実施等により、介護予防ケアマネジメントの必要な者に対して、サービス提供期間を設定し、具体的な目標を明確にし、個々の高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

実施にあたっては、地域のボランティア活動など、介護保険以外の様々な社会資源の活用、介護保険非該当者から、要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントの実施に留意するものとする。また、本業務は、地域の関係機関等との連携に留意するものとする。

- (1) 趣旨を十分に理解している。
- (2) 知っている。
- (3)なんとなく聞いたことはある。
- (4) 知らなかった。

問8 その他、総合事業に関するご意見等ございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。